

「障害福祉サービスのご案内（平成28年8月発行）」正誤表

（平成29年6月20日作成）

該当ページ	該当箇所	修正前	修正後
	当該冊子内のすべての記載ページ	<p>総合保健福祉センター 在宅ケアセンター</p> <p>電話：727-9501 ファクス： 727-3597</p>	<p>総合保健福祉センター 障害者支援室</p> <p>電話：727-9501 ファクス： 727-3539</p>
<p>社会福祉協議会在宅ケアセンターが行っていた障害者基幹相談支援センターや虐待防止センターの業務は、平成29年度から箕面市健康福祉部障害者支援室が行います。</p>			
15ページ	「補装具を購入する場合」の問合せ窓口	<p>障害者支援室 電話：727-9514</p>	<p>障害福祉課 電話：727-9506</p>
16ページ	「日常生活用具を購入する場合」の問合せ窓口	<p>障害者支援室 電話：727-9514</p>	<p>障害福祉課 電話：727-9506</p>
27ページ	「住宅改造工事費用の補助」の問合せ窓口	<p>障害者支援室 電話：727-9514</p>	<p>障害福祉課 電話：727-9506</p>
28ページ	「ふれあいホームサービス」の問合せ窓口	ファクス：727-3597	ファクス：727-3590
30ページ	「点字図書購入費用の助成」の問合せ窓口	<p>障害者支援室 電話：727-9514</p>	<p>障害福祉課 電話：727-9506</p>
35ページ	「補装具費の支給」の問合せ窓口	<p>障害者支援室 電話：727-9514</p>	<p>障害福祉課 電話：727-9506</p>
37ページ	「日常生活用具の給付」の問合せ窓口	<p>障害者支援室 電話：727-9514</p>	<p>障害福祉課 電話：727-9506</p>
38ページ	視覚障害者用時計 音声式 給付限度額	13,000円	13,300円
43ページ	ネブライザー（吸入器） 耐用年数	8年	5年
45ページ	「紙おむつの給付」の対象年齢、問合せ窓口	<p>18歳以上 在宅ケアセンター 電話：727-9501</p>	<p>3歳以上 障害福祉課 電話：727-9506</p>
45ページ	「小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付」の問合せ窓口	<p>障害者支援室 電話：727-9514</p>	<p>障害福祉課 電話：727-9506</p>
48ページ	「オレンジゆするタクシー」の利用料金	30分以内1,200円 以降15分ごとに600円	20分以内800円、 30分まで1,200円、 40分まで1,600円、 以降20分ごとに800円
52ページ	市営駐車場・駐輪場利用料金の割引 本文の下から2行目	自動車自転車整理券	自動車整理券
57ページ	【障害者事業所】 つながり工房ふるる	—	削除 (平成29年3月末に閉所)

該当ページ	該当箇所	修正前	修正後
72ページ	特別障害者手当 支給額	月額26,830円 (H28. 4月～)	月額26,810円 (H29. 4月～)
72ページ	障害児福祉手当 支給額	月額14,600円 (H28. 4月～)	月額14,580円 (H29. 4月～)
73ページ	児童扶養手当 支給額	児童1人 月額42,330円から 9,990円まで 児童2人 月額最大10,000円加算 児童3人目以降1人増すごとに 月額最大6,000円加算	児童1人 月額42,290円から 9,980円まで 児童2人 月額最大9,990円加算 児童3人目以降1人増すごとに 月額最大5,990円加算
73ページ	特別児童扶養手当 支給額	重度障害児1人につき 月額51,500円 中度障害児1人につき 月額34,300円	重度障害児1人につき 月額 51,450円 中度障害児1人につき 月額 34,270円
82ページ	大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか 所在地・電話番号	大阪市淀川区十三東1-1-6 電話：06-6100-3003 ファクス：06-6100-3004	大阪市中央区内本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A 電話：06-6966-1313 ファクス：06-6966-1531

平成29年4月より、「軽度難聴児に対する補聴器購入費用などの助成」を開始しました。

軽度難聴児の補聴器購入や修理にかかる費用を助成します。助成対象とならない場合もありますので、必ず購入前にご相談ください。手続きや助成内容について、くわしくは障害福祉課までお問い合わせください。

対象者	所在地	保護者が箕面市に居住している
	年齢	18歳未満
	障害の状況	医師の意見書により、補聴器の装用が効果的であると認められ、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給及び大阪府難聴児補聴器交付事業実施に基づく助成の対象とならないこと
	所得	保護者の属する世帯において、市町村民税所得割額が46万円以上のかたがいないこと
	再交付	前回の交付決定日から5年以上経過していること
助成内容	購入・修理	原則として、購入・修理に要した費用の2/3（上限あり）
	検査料	聴力検査料（上限額5,000円） （他制度において検査料の助成を受けている場合は対象外）
問合せ窓口	総合保健福祉センター 障害福祉課 電話：727-9506 ファクス：727-3539	